

## 豊川市下水道事業について

令和7年9月8日 14時～  
防災センター市民研修室



# 「汚水」と「雨水」

## 》》》 汚水下水道

家や工場などから排出される水を排水する下水道

## 》》》 雨水下水道

家の屋根や道路などに降った雨水を排水する下水道

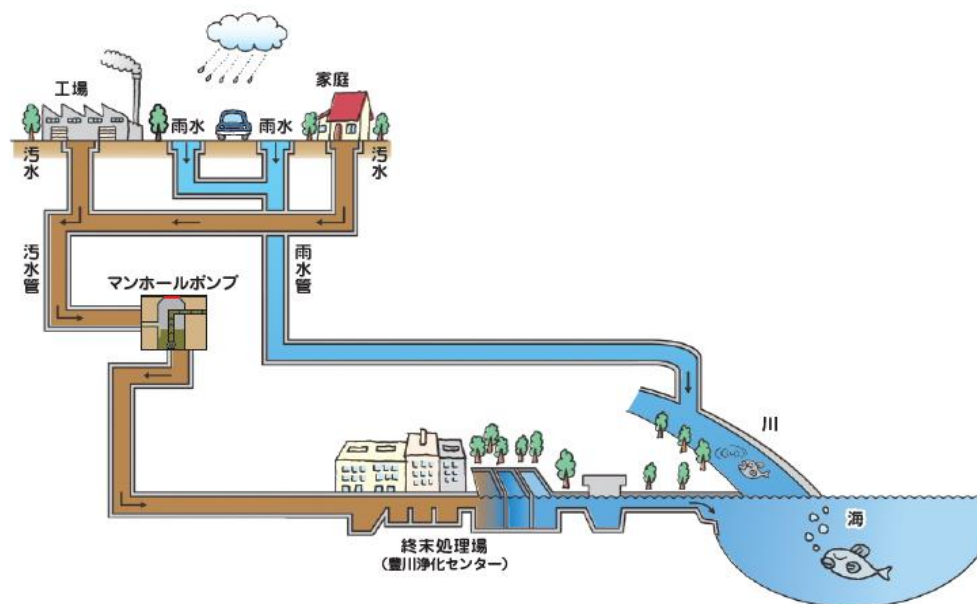
# 「合流式」と「分流式」

## 》》》 合流式

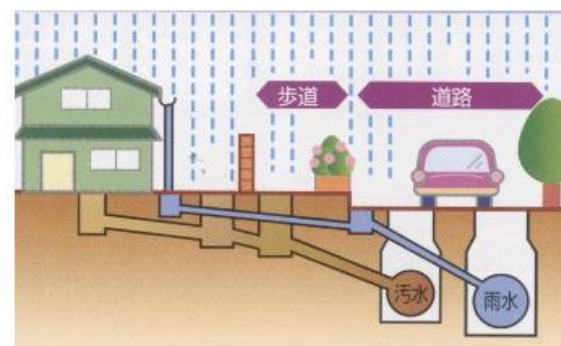
- ・ 雨水と汚水を1つの管渠で流す方法。
- ・ 古く築造された下水道や都市部は合流式が多い。
- ・ メリット : 工事費が安価。早期に整備が可能。
- ・ デメリット : 大雨などで水かさが増した場合、処理場で処理できないまま汚水が放流されてしまう。

## 》》》 分流式

- ・ 雨水と汚水を別系統の管渠で流す方法。
- ・ 比較的新しい管渠は分流式が多い。
- ・ メリット : 大雨が降っても汚水が放流されることはない。
- ・ デメリット : 雨水と汚水をそれぞれ整備するため工事費が高み、高額になりやすい。地下埋設物が増える。
- ・ **豊川市では、市内全域で「分流式」を採用。**

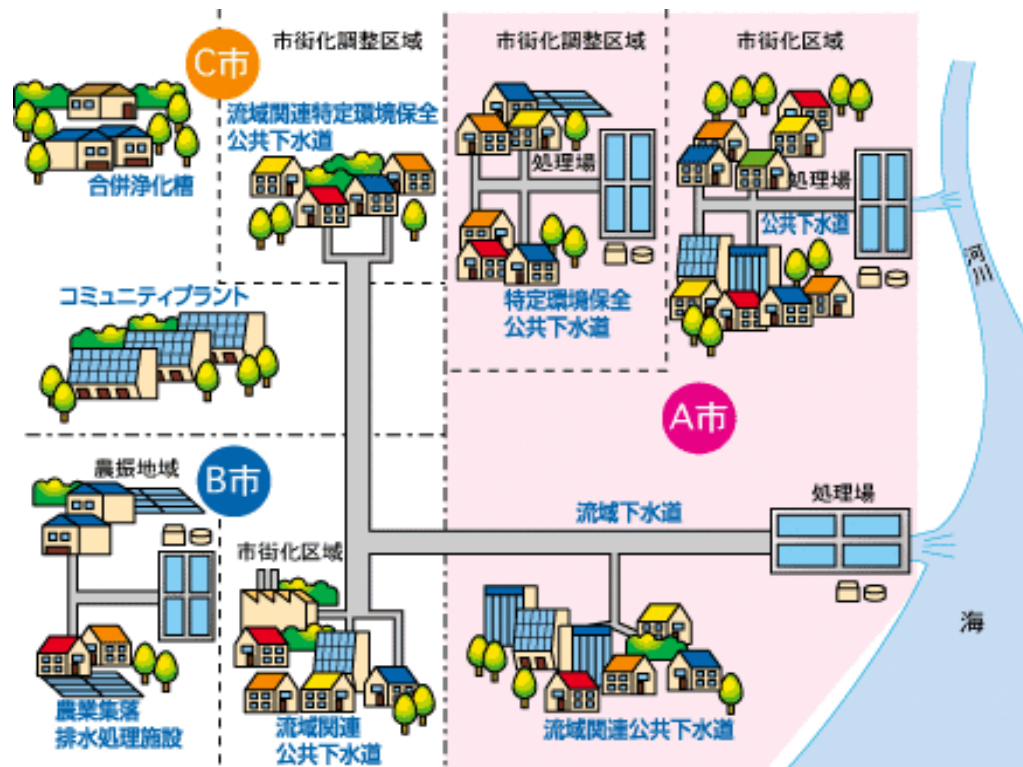
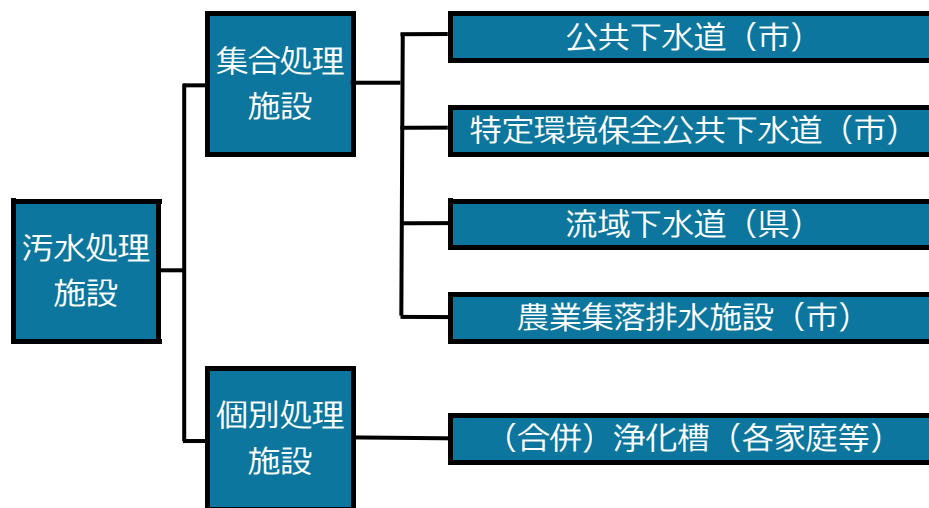


下水の排除方式（合流式）



下水の排除方式（分流式）

## 下水道（污水）の種類について



出典：国土交通省近畿地方整備局HP

### 公共下水道事業

- ・ 主に市街化区域で整備される下水道で、原則として事業計画区域内の全域を整備します。
- ・ 下水道の供用開始後に、土地所有者等から「受益者負担金」を徴収するとともに、使用者から下水道使用料を徴収しています。

### 特定環境保全公共下水道事業

- ・ 主に市街化調整区域で整備される下水道で、下水道接続希望調査に基づき整備を計画しています。
- ・ 下水道の供用開始後に、下水接続希望者等から「分担金」を徴収するとともに、使用者から下水道使用料を徴収しています。

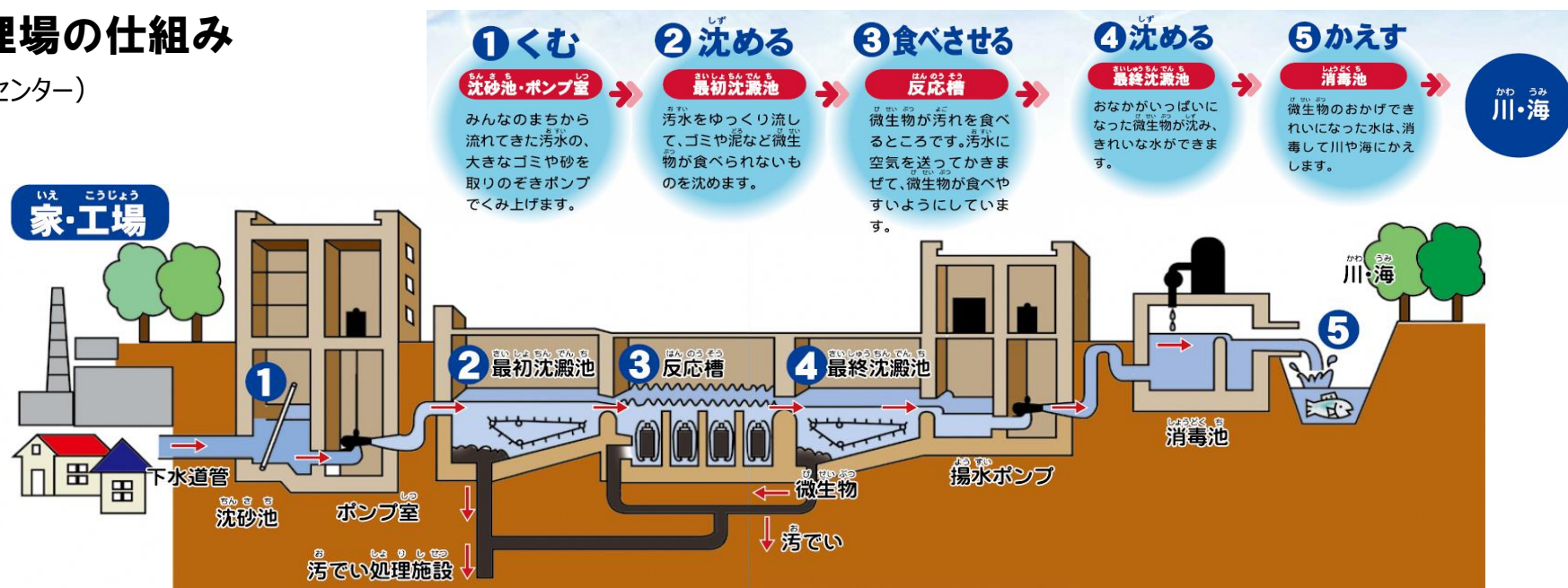
### 農業集落排水事業

- ・ 農業集落における生活環境の向上及び公共用水域の水質保全を図る目的で設置された下水道です。
- ・ 市内では、正岡処理区、千両処理区、一宮東部処理区、一宮西部処理区の4か所に設置されています。
- ・ 使用者から農業集落排水使用料（公共下水道料金とは使用料体系が異なります。）を徴収しています。

### 流域下水道

- ・ 複数の市町村にわたる広域的な下水道で、流域内の各市から発生する下水を効率的に集めて処理します。
- ・ 東三河地域には、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市の4市の区域にわたる豊川流域下水道があり、豊川市内の污水は全て豊川流域下水道の豊川浄化センターで処理されます。
- ・ 汚水量等に応じて各市が負担金を納付しています。

(豊川浄化センター)



▲下水道（污水）供用開始区域（R 6現在）

| 時期              | 整備内容等                 |
|-----------------|-----------------------|
| Ｓ３８年度           | 下水道（雨水）の整備開始          |
| Ｓ４７年            | 下水道の整備（第１次整備事業）<br>開始 |
| Ｓ５５年度           | 下水道の供用開始              |
| Ｓ５３年度～<br>Ｈ２９年度 | 市内の各整備区域で整備を実施        |
| Ｈ３０年度           | 第１０次拡張整備事業開始          |

| 項目          |            | R 3     | R 4     | R 5     | R 6     |
|-------------|------------|---------|---------|---------|---------|
| 行政区域内人口 (人) | A          | 186,227 | 186,314 | 186,066 | 185,441 |
| 处理区域内人口 (人) | B          | 161,952 | 162,399 | 163,134 | 164,116 |
| 水洗化人口 (人)   | C          | 150,652 | 151,581 | 153,267 | 154,775 |
| 人口普及率 (%)   | $B \div A$ | 87.0    | 87.2    | 87.7    | 88.5    |
| 水洗化率 (%)    | $C \div B$ | 93.0    | 93.3    | 94.0    | 94.3    |

## 下水道工事の種類



### 未普及解消事業(汚水)

まだ下水道がない区域に新たに下水道管を築造する工事。  
下水本管・取付管・接続（公共）ますまでを市が設置します。



### 浸水対策事業(雨水)

大雨が降っても浸水被害が出ないように、雨水管や調整池などを築造する工事。



### ストックマネジメント事業(汚水・雨水)

布設替えもしくは管更生（管の内部に更生材を入れて補修すること）を行い、既存の管の維持管理を行う。



### 地震対策事業(汚水・雨水)

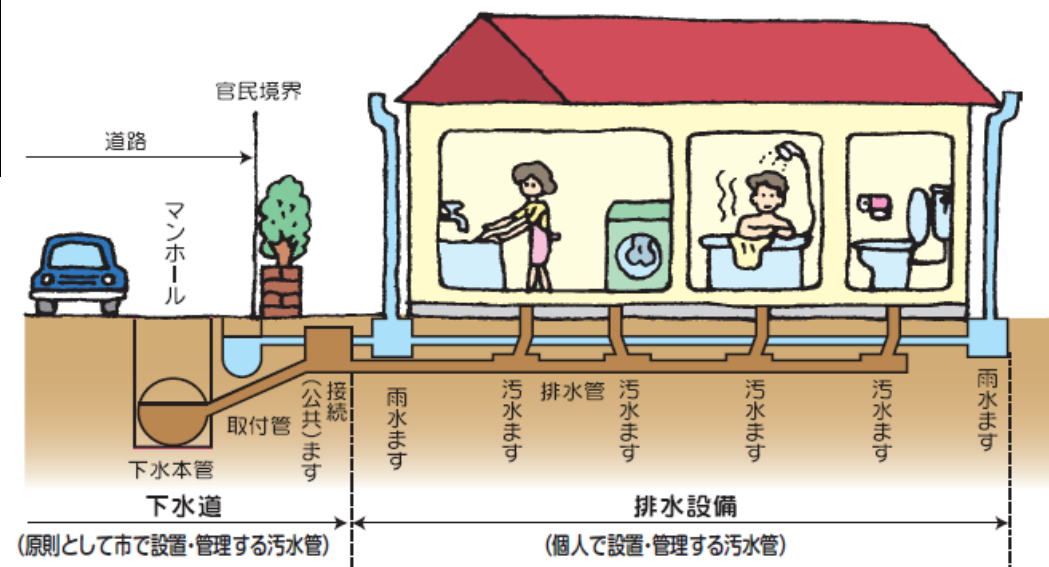
マンホールの浮上防止やマンホールと本管がズレないように補強する工事。

▼接続ます



### 主な建設投資の状況(R6)

汚水管築造工事（延長8.5km）  
雨水管築造工事（延長0.7km）  
管渠改築工事（延長0.5km）【ストックマネジメント】  
マンホール蓋取替工事（161か所）【ストックマネジメント】  
マンホールポンプ取替工事  
農集処理場の機器更新  
農集管渠改築工事（一宮西部地区：延長0.4km）  
農集管渠更生工事（一宮西部地区：0.3km）



# 下水道事業の会計について

## 独立採算について

下水道事業は、平成31年4月から地方公営企業法の一部（財務等の規定）を適用し「**独立採算制**」となり、令和4年4月から法の全部を適用しました。つまり、事業の経営に必要な費用は、原則として利用者からいただく下水道使用料で賄われています。

## 収益的収支と資本的収支について

公営企業会計では、日々の営業活動に必要な経費「**収益的収支**」と施設の改良などに必要な経費「**資本的収支**」に分けて経理しています。収益的収支と資本的収支は、基本的には互いに流用することはできません。

### 令和6年度決算

|                         |           |         |             |           |
|-------------------------|-----------|---------|-------------|-----------|
| 収益的収支                   |           | 黒字      |             |           |
| 一事業年度の営業活動に伴って発生する収益と費用 |           |         |             |           |
| 収益的収入                   | 下水道使用料    |         | その他         | 長期前受金戻入   |
| 4,076 百万円               | 2,087 百万円 |         | 672 百万円     | 1,317 百万円 |
| 収益的支出                   | 維持管理費     | その他     | 減価償却費・資産減耗費 | 当期純利益     |
| 4,046 百万円               | 1,347 百万円 | 104 百万円 | 2,594 百万円   | 30 百万円    |

資本的収支

赤字

管路の新設、更新など支出の効果が複数年度に及ぶものや、複数年度にわたって償還を行う企業債償還金及び、その財源となる収入

|           |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 資本的収入     | 受益者負担金等   | 企業債       | 補助金等      | 不足額       |
| 1,844 百万円 | 103 百万円   | 1,152 百万円 | 589 百万円   | 1,475 百万円 |
| 資本的支出     | 建設改良費     |           | 企業債償還金    |           |
| 3,319 百万円 | 1,971 百万円 |           | 1,348 百万円 |           |

現金を伴わない収支

当期純利益

資本的収支の赤字を補てん

補てん財源  
(内部留保)

## 主な経営指標

### 経常収支比率

当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標。

**100%以上で単年度の収支が黒字、100%未満は赤字。**

|        | R 3     | R 4     | R 5     | R 6     |
|--------|---------|---------|---------|---------|
| 経常収支比率 | 104.96% | 103.88% | 101.80% | 100.76% |

### 有収率

処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる有収水の割合を示す。

**有収率が低いと、使用料徴収の対象とすることができない不明水(※)が多い**ということを意味する。

|     | R 3    | R 4    | R 5    | R 6    |
|-----|--------|--------|--------|--------|
| 有収率 | 87.46% | 88.66% | 90.81% | 90.12% |

※ 不明水とは、下水道の污水管に何らかの原因で流入する雨水や地下水をいう。

### 経費回収率

使用料で回収すべき経費（污水处理に係る費用）を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。

使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要。**数値が100%を下回っている場合**、污水处理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味する。

|       | R 3    | R 4    | R 5    | R 6    |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 経費回収率 | 88.82% | 86.84% | 84.02% | 90.36% |

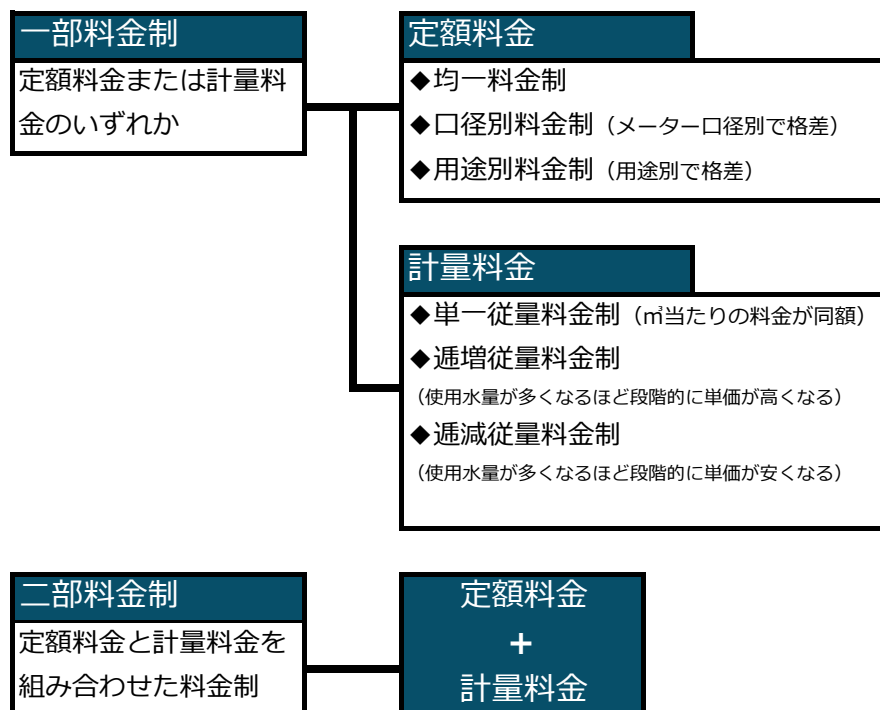
### 污水处理原価・使用料単価

污水处理原価とは、污水处理に係る費用を年間有収水量で割ったもの。

使用料単価は、有水量 1 m<sup>3</sup>あたりの使用料収入。

|        | R 3     | R 4     | R 5     | R 6     |
|--------|---------|---------|---------|---------|
| 污水处理原価 | 139.87円 | 142.63円 | 147.32円 | 137.59円 |
| 使用料単価  | 124.24円 | 123.85円 | 123.78円 | 124.32円 |

## 下水道使用料体系の種別



## 下水道使用料改定の経緯

|          | 平均改定率  | 備考          |
|----------|--------|-------------|
| 昭和55年12月 |        | 6段階の累進逦増料金制 |
| 昭和61年7月  | 31.8 % |             |
| 平成元年7月   | 29.6 % | 料金区分の変更     |
| 平成5年4月   | 7.3 %  |             |
| 平成8年4月   | 5.8 %  | 料金区分の変更     |
| 平成23年4月  | 7.5 %  |             |
| 令和7年3月   | 17.9 % | 二部使用料制に改定   |

※ 豊川市では、二部使用料制（令和7年3月～）を採用

基本料金：均一料金制

計量料金：逦増型従量料金制

## 豊川市の下水道使用料体系（令和7年9月現在）

|                  | 金額    |
|------------------|-------|
| 基本料金<br>1か月分（税抜） | 750 円 |

|                                                          | 使用水量                | 使用料               |
|----------------------------------------------------------|---------------------|-------------------|
| 1<br>か<br>月<br>分<br>（<br>税<br>抜<br>）<br>従<br>量<br>料<br>金 | 1 $m^3$ ～ 5 $m^3$   | 1 $m^3$ あたり 20 円  |
|                                                          | 6 $m^3$ ～ 10 $m^3$  | 1 $m^3$ あたり 95 円  |
|                                                          | 11 $m^3$ ～ 20 $m^3$ | 1 $m^3$ あたり 129 円 |
|                                                          | 21 $m^3$ ～ 30 $m^3$ | 1 $m^3$ あたり 148 円 |
|                                                          | 31 $m^3$ ～ 50 $m^3$ | 1 $m^3$ あたり 163 円 |
|                                                          | 51 $m^3$ ～ 100      | 1 $m^3$ あたり 180 円 |
|                                                          | 101 $m^3$ ～         | 1 $m^3$ あたり 217 円 |

| 計算例（月20 $m^3$ の場合）       |                        |
|--------------------------|------------------------|
| 基本料金                     | 750円                   |
| 従量料金                     |                        |
| 20円/ $m^3$ × 5 $m^3$ =   | 100円                   |
| 95円/ $m^3$ × 5 $m^3$ =   | 475円                   |
| 129円/ $m^3$ × 10 $m^3$ = | 1,290円                 |
| 小計                       | 1,865円                 |
| 合計                       | 750円 + 1,865円 = 2,615円 |